

日本行動分析学会ニューズレター J - A B A ニュース

2005年 秋号 No.40 (11月5日発行)

発行 日本行動分析学会 理事長 中野良顯

〒102-8554 東京都千代田区紀尾井町7-1 上智大学文学部心理学科学習心理学研究室内

FAX : 03-3238-3658 (日本行動分析学会事務局と明記) URL : <http://www.j-aba.jp>

2005年度総会を終えて	中野良顯
第3回学会賞(2005年度)受賞者の決定	清水直治
第3回学会賞実践賞を受賞して	山崎裕司
2005年度予算の修正について	中野良顯
編集委員会より	真邊一近
財務担当より	坂上貴之
倫理綱領の改正について	中島定彦
行動分析学会第23回大会(7/29~31)の報告	森山哲美
行動分析士についてのアンケート結果	藤田継道
A B A 学生参加報告	杉山尚子
A B A 体験記	桑原正修 / 佐々木まり
新ホームページ担当にあたって	廣江美恵
学会情報 / 常任委員会ヘッドライン	中野良顯
学会情報 / 会員情報	事務局
編集後記	藤 健一
2005年度日本在住学生会員のA B A参加助成事業募集要項	

2005年度総会を終えて

理事長 中野良顯

7月30日、日本行動分析学会の2005年度会務総会を常磐大学で開催いたしました。ちょうど第23回年次大会の中日にあたり、恒例によって年次大会委員長の森山哲美先生に議長をお願いして、会務総会を進行させていただきました。主な議題は、2004年度の事業と決算の報告、2005年度の事業と予算の審議でした。さらに今年には役員改選の年となっているため選挙関連の日程を公表するとともに、2006年度年次大会をお引き受けいただきました関西学院大学の嶋崎恒雄

大会委員長にご登壇いただき、ご挨拶を頂戴いたしました。

2004年度決算、2005年度予算、および2005年度事業計画につきましては、すでにニューズレター2005年春号において、詳しく説明させていただきました。会務総会におきましては、それらを基調といたしまして報告と提案をさせていただきました。予算案は一部修正いたしました。これらの報告と提案のそれぞれに対しまして、参加された会員の皆様に、ご承認

をいただくことができました。皆様のご理解とご協力に対しまして、改めて心から御礼申し上げます。

2005 年度の事業として提案申し上げ、実行に移しつつある事業は、第 23 回年次大会の開催、機関紙の発行、ニューズレターの発行、出版企画、研究活性化、教育システム整備、会員支援普及、国際交流、倫理、公開講座、行動分析士の資格問題への取り組み、そして役員改選であります。

今年提案させていただきました事業は、私たちの理事体制における最終年の仕事であります。現在は役員改選の事業まで進んでおります。確定した新しい役員の構成につきましては、次号のニューズレターにおいて報告することがで

きるものと思われま

きるものと思われま

きるものと思われま

第 3 回学会賞（2005 年度）の授賞者の決定

担当常任理事 清水直治

日本行動分析学会第 3 回学会賞(2005 年度)の授賞式並びに受賞講演が、7 月 29 日(金)から 31 日(日)まで常磐大学で開催された日本行動分析学会第 23 回年次大会の 2 日目に行われました。

実践賞については、「我が国における行動分析学を応用した実践の普及や行動分析学の啓蒙を目的として、現代社会における課題を解決するために、行動分析学を応用して顕著な実績をあげ、会員の推薦を受けた実践のうち、1 個人

または 1 組織」に対して与えられることになっていますが、第 3 回学会賞(実践賞)は、山崎裕司氏(高知リハビリテーション学院理学療法科講師)の「理学療法の分野への応用行動分析学の適用と普及」に対して、授与されました。授賞式の後で、山崎裕司氏による受賞講演が行われました。

なお、学会賞(論文賞)につきましては、現在選考作業を継続中です。

第 3 回学会賞実践賞を受賞して

高知リハビリテーション学院 山崎裕司

私と行動分析学の出会いは、高齢心筋梗塞患者に対する筋力トレーニングに関する研究でした。その頃の私は、大学院において筋力トレ

ニングの安全性と効果について検証していました。修士論文発表後、コース長の先生がポツリとおっしゃいました。「山崎君の研究からは、人

の匂いが伝わってこないね！」そのときは何も感じませんでした。あるとき筋力トレーニングなど運動療法を拒否される方が少なからず存在することに気付きました。それまでの自分は、「トレーニングに対する協力が得られない場合は、運動療法の適応としない」という医学的常識の中で疑問を感じることはありませんでした。それから「多くの対象者の方に運動療法を受け入れてもらうにはどうすればよいのか」と考えるようになり、思いついたことは informed consent の改善でした。理学療法士以外の方々にはびっくりされると思いますが、「筋力が不足しているから筋力トレーニングをしましょう」といっていた理学療法士は、「どの程度の筋力が日常生活活動に必要なのか」、などの知識を有していませんでした。それからの私の仕事は、まずは informed consent を実施するための基礎データを蓄積することでした。そのために筋力測定方法を考案し、普及も行ってきました。私が慶應義塾大学（当時、筑波大学）の山本淳一先生の指導を仰ぐようになった後、これらの努力が見通しを持たせる先行刺激として、筋力トレーニングに参加する行動を定着・促進する上で有効であることを知りました。その後は、事例検討を重ね、これら見通しを持たせる先行刺激と筋力増強効果などの社会的評価が、運動療法への参加行動を定着する上で有効なことを検証していきました。現在では、群間比較による検討でも、その介入効果が明らかになりつつあります。

理学療法士の行う治療法の2本柱は運動療法と日常生活動作訓練です。日常生活動作訓練とは、身体障害によって困難になった動作を再獲得させる過程です。切断患者や脊髄損傷患者、

片麻痺患者の移動動作など、多くの動作は、それまで行っていた方法とは異なる形での動作になります。障害の内容や個々の残存機能によって目標とする動作は異なってきますが、新たに動作を学習しなければならないという点は共通です。目標とすべき動作は、蓄積されたデータからおおよそ検討をつけることが可能です。しかし、動作学習過程における練習方法については系統立った記述が少なく、その効果についても検証されてきませんでした。つまり、練習方法は個々の理学療法士の経験や技量に依存し、未熟な理学療法士では単純な反復練習に終始することも少なくありません。私の2番目の仕事は、この動作学習過程に行動分析学の技法を持ち込み、系統的に記述可能な動作練習プログラムを創出していくことです。現在、共同研究者とともに、左手による箸操作や模擬大腿義足歩行、片麻痺患者の立位歩行訓練など、いくつかの動作で仕事を始めています。成功体験の得られる学習プログラムが、対象者の訓練意欲を向上させ、動作学習を促進させることに日々驚かされています。このように、私は行動分析学を学び始めてから、対象者の方々がどんどん良い方向へ変わっていくという経験を続けています。強化の原理に従って、今後も、私が行動分析学を用いた実践を探求していくことは間違いありません。

最後に、私の業績の多くは、いくつかの施設の理学療法士・作業療法士の先生方の協力が無ければ成しえなかったことです。そういった点で、今回の実践賞は仲間の理学療法士、作業療法士の方々とともに頂いたものだと思っています。これからも行動分析学会の中での理学療法士・作業療法士をよろしくお願いします。

2005年度予算の修正について

理事長 中野良顯

2005 年度予算につきまして、2005 年 7 月 30 日に開催されました総会において、皆様に審議いただき、承認をいただきました。

しかしながら、総会終了後、2005 年度予算の中に数字の誤りがあることが判明いたしました。そこで、下記のとおり数字を修正し、修正後の予算書を改めて本ニューズレターに掲載することにより、正式な 2005 年度予算とさせていただきますと存じます。不手際のため、会員の皆様にご迷惑をお掛けし、大変申し訳ございません。今後も円滑な学会運営を目指して参りますので、よろしくお願い申し上げます。

修正箇所

【収入の部】

前年度繰越金	(誤) 5,854,241	(正) 5,808,250
合計	(誤) 12,047,541	(正) 12,001,550

【支出の部】

予備費	(誤) 3,334,541	(正) 3,288,550
合計	(誤) 12,047,541	(正) 12,001,550

(修正後の予算書は、次ページに掲載)

編集委員会より

行動分析学研究 編集委員長 眞邊一近

日に日に涼しさが増し、紅葉の季節となりました。現行動分析学研究編集委員会の任期も余すところ半年を切りました。皆様のご協力の下、編集作業を進めて参りました結果、近々、20 巻 1 号の出版の見通しが立ちました。皆様のご協力に感謝申し上げます。

2 号は、リハビリテーション関係の論文を中心に出版する予定にしています。この分野の論文の投稿をお考えの会員の方がいらっしゃいましたら、ぜひ、行動分析学研究にご投稿頂くようお願いいたします。もちろん、これ以外の分野の論文もお待ちしています。

(投稿を予定されている会員の皆様へのお願い)

論文投稿規程には、電子ファイル (Text ファイルあるいは Word ファイル) の提出を要件に加えていませんが、迅速な査読を行うため、ご投稿いただく場合は、印刷された論文に FD あるいは CD に記録された電子ファイルを添えてください。また、可能なら e-mail でも添付ファイルとしてお送りください。もし難しい場合は、従来通り印刷した原稿をお送りください。編集部で電子化します。

行動分析学研究編集委員長 眞邊 一近
E-mail address: manabe@gssc.nihon-u.ac.jp

日本行動分析学会 2005年度予算

一般会計

収入の部		支出の部	
科目	予算額	科目	予算額
前年度繰越金	5,808,250	事務局関連費	696,000
今年度会費	3,972,000	事務局員給料	360,000
正会員		消耗品費	100,000
一般	3,094,000	通信費	80,000
学生会員	510,000	会費納入案内郵送費	56,000
夫婦会員	32,000	事務局アルバイト代	100,000
購読会員	336,000	刊行物関連費	4,533,000
賛助会員	0	学会誌印刷費	3,600,000
次年度会費	1,600,000	学会誌郵送費	238,000
過年度会費	571,300	編集作業費	120,000
正会員		英文校閲費	160,000
一般	195,300	ニューズレター印刷費	50,000
学生会員	36,000	ニューズレター郵送費	315,000
夫婦会員	12,000	ニューズレター発送アルバイト代	50,000
購読会員	328,000	学会事業補助費	670,000
学会誌販売	50,000	公開講座補助費	300,000
		2005年度大会補助費	200,000
		学会賞賞金	100,000
		学会賞関連郵送費	20,000
		学会賞関連印刷費	50,000
		会議費	390,000
		年次大会会議費	30,000
		その他の会議費	30,000
		常任理事旅費	300,000
		事務局年次大会出張費	30,000
		電子システム運営費	171,000
		サーバレンタル費	51,000
		電子システム管理費	120,000
		事務局移転関連費	60,000
		移転郵送費	60,000
		名簿・選挙関連費	434,000
		選挙関連通信費	112,000
		住所等照会通信費	112,000
		名簿印刷費	154,000
		名簿郵送費	56,000
		その他	129,000
		優良納入者会費払い戻し	29,000
		機関誌保管料	52,500
		日本心理学諸学会連合会費	37,500
		日本学術会議心研連会費	10,000
		雑費	30,000
		予備費	3,288,550
		次年度繰越金(次年度会費分)	1,600,000
合計	12,001,550	合計	12,001,550

特別会計(学生会員ABA派遣基金)

収入の部		支出の部	
科目	予算額	科目	予算額
前年度繰越金	209,418	学生会員ABA派遣費	150,000
		予備費	59,418
合計	209,418	合計	209,418

財務担当より

- 今後の学会活動の発展を願って
担当常任理事 坂上貴之

現在上智大学をキーステーションとして、行動分析学会の活動の要となる事務局の運営が行われています。どのような仕事かは、予算、決算の収支報告書を見ていただければお分かりになると思いますが、報告書の項目からは読み取ることができない、常任理事会や理事会の準備や運営、他の学会や団体との渉外、情報提供や収集、事業推進のための裏方などの仕事もたくさんあります。こうした仕事は、事が起こるのを待ってから対処するのではなく、これからこんな事が起こるだろうというように、常に先を読んで進めていく必要があります。過去から蓄積したマニュアル、研究室での行事の経験などがものをいいます。

事実、これまで学会の幹事として活躍された方々は、いずれもこのような豊富な経験と洞察を持って事に対処されてきたのではないかと思います。しかし、このような方に恵まれていれば学会活動は順風満帆であるが、そうでない場合は、いったいどうしたらよいのか、こんな疑問に囚われると思います。優れた幹事やしっかりした研究室に恵まれなくとも、安心して学会活動が維持できるような、そういう体制を私たちは作ることができるのでしょうか。

今期の常任理事会では、しばしばこのような疑問にどう答え、リスクを分散して学会活動が維持できる手段を模索してきましたが、あっと

いう間に3年が経ってしまい、満足できる回答を見つけることはできませんでした。私自身が大学の役職もあって学会活動に振り向けられるエフォートが小さかったことを、常任理事として、また事務局長として、大変残念に思います。これまで検討されてきた方法の1つは、電子事務局です。これはホームページを介して、会費管理、住所管理を中心とする会員管理、ウェブ投稿を軸とする編集管理などの基本的な業務を、事務代行会社に委託するものです。そのはじめの一歩として、ささやかですが、学会でドメインを保有し、ウェブページの管理を依頼するシステムを開始しました。しかし、これはこれまでボランティアで進めてきた学会ページの管理にまだ留まっています。

今後、このような委託を進めていくためには、前にもお話ししたように、収入の増加がぜひとも必要です。会費納入率の増加、寄付の要請、収益事業の展開などが考えられますが、現実的な対応を考えると、やはり会費値上げとなります。このような方法で学会活動の維持を考える前に、私たちができることを、ぜひとも会員の方々全員で考えてほしいというのが、私の願いです。

倫理綱領の改正について

担当常任理事 中島定彦

先の総会にて、倫理綱領および倫理委員会

規定の改正案を提示させていただきましたが、

総会にご欠席であった会員の方にも改正案についてお知りいただくため、下記に改正案を紹介いたします。改正案にご意見のございます方は、学会事務局までお知らせ願います。なお、改正案は次年度の総会にて承認いただくというスケジュールになっております。

下線部及び取り消し線は改正箇所。改正理由は斜体で示した。

日本行動分析学会 倫理綱領

I. 前文

日本行動分析学会の会員（以下、会員）は、人間の尊厳を深く認識し、その基本的人権を尊重するものである。

会員の諸活動は、人間に関する知識の蓄積と活用にあるが、それは人間の幸福と福祉の増進に貢献することを目的とする。

この目的のための研究活動や臨床活動においては、動物（脊椎動物）・研究対象者および援助を求めてきた者の、健康・福祉・安全に十分留意し、努力する義務をもつ。人間においては、対象者が、研究・治療への参加・選択・中断の自由を保有していることを認め、動物においては、その自然保護にも十分留意する義務がある。

会員は得られた知識・情報を伝達する自由と権利を保有しているが、それにとまなう責任を自覚し、発言の公正と客観性に努める。他の研究者の権利、および研究対象者やクライアントの人権に対して十分配慮し、社会に対する影響についても考慮する必要がある。

以上のような主旨にもとづき、以下に述べる諸原則に従う。

II 研究活動

1. 人間

(1) [研究対象と方法の適切さ] 研究者は研究の計画と実施においては、適切で最もふさわしい対象と方法を選ぶこと。なお、動物でも可能

な研究の場合には、なるべく人間を対象にしないこと。また、研究の対象となる人間に対して、研究内容と方法が倫理的に認められ得るものであるか否か、慎重に検討すること。

(2) [対象者の自由の保証] 対象者が研究への参加を辞退したり、中断したりする自由をもっていることを尊重すること。特に、プライバシーにかかわる研究の場合には、研究者はできるかぎり対象となる人間に研究の内容について説明し、同意を得ること。

(3) [対象者への偽りの補償] 研究者と対象者の関係は率直で正直なものであること。研究上やむをえず、研究の意図を隠したり偽ったりする必要がある場合には、この理由と研究の意義や内容について、あらかじめ、倫理連絡委員会に諮ること十分妥当な理由を社会に対して説明できること。なお、終了後なるべくすみやかに対象者に説明すること。

《改正理由》後述のように、倫理連絡委員会に関する事項を削除したため、表現を修正。

(4) [対象者への危害の除去] 対象者に対して、身体的・心理的な苦痛や危険および継続的な被害を与えないこと。やむを得ずそのような可能性のある研究を行う場合には、できるかぎり最小限にすること。このことについては、あらかじめ、倫理連絡委員会に諮ること。なお、実験にあたっては、前もって対象者の同意を得ておくこと。なお万一、研究対象者に好ましくない影響が生じた場合には、これを必ず除去すること。

《改正理由》後述のように、倫理連絡委員会に関する事項を削除したため、表現を修正。

(5)【治療契約のある対象における研究】治療契約のある対象に研究を行う場合には、上記各号に加えて、臨床活動の綱領にも従うこと。

《改正理由》記述をより明確にした。

(6)【契約関係のない対象における研究】学校、病院、家庭、各種施設、職場などにおいて、治療契約関係のない対象に研究を行う場合には、当該現場の責任者の許可を得ること。また、で

きるだけ関係者全員の同意を得るように努めること。研究の性格上、全員の同意を得ることが困難な場合は、十分妥当な理由を社会に対して説明できること。また、上記各号に加えて、臨床活動の綱領にも従うこと。

《改正理由》旧綱領では現場研究に関する倫理規定が不明確であったので補足した。

2. 動物

(1) [動物関係法規の遵守] 研究において動物を使用する際には、「動物の愛護及び管理に関する法律」を初めとする動物関係法規を遵守すること。

《改正理由》動物実験に関する法規に言及した項目を新規追加。

(4) [動物使用の理由] 研究目的を達成するために、どうしても動物実験が必要であることを明言できること。特に、授業などでデモンストレーションや初等訓練を行う際には、ビデオ映画やコンピューターシミュレーション等の代替法の活用に努めること。

(2) [動物の適切使用] 動物実験を行うにあたっては、研究目的を達成するために、どうしても動物実験が必要であることを明言できること。動物実験以外の方法や最小の個体数での実験について検討すること。また、授業などでデモンストレーションや初等訓練を行う際には、ビデオ映画やコンピューターシミュレーション等の活用に努めること。

《改正理由》動物実験に関する3つの問題「replacement (代替法)」、「reduction (個体数の削減)」、「refinement (苦痛の軽減)」のうち、旧綱領では replacement と refinement (下記の(4)~(7)など)のみであったので、reduction についても追加した。

(3) [使用動物の入手] 動物の種の選定は研究目的によく合致したものであること。また、入手経路をよく確認し合法的に入手されたもののみを使用すること。特に、野生の動物を使用する際には自然保護に留意し、外国からの輸入動

物の場合はワシントン条約の遵守に努め、必ず輸入業者に相手国の輸出許可証およびわが国への輸入許可証を確認すること。研究結果を公表する際には、必ず入手経路と種名を明示すること。

(4) [飼育管理の適正] 実験動物の飼育管理は、その種の習性をよく考慮し、総理府告示「実験動物の飼養、保管等に関する基準」(昭和55年3月27日:告示第6号)およびその解説書に従って、飼育者と実験動物の両方の健康を守るものであること。経済性・飼育者の保健衛生や労働の軽減を重視するあまり実験動物の保健衛生や苦痛の軽減が犠牲にならないように努力すること。

(5) [手術と拘束] 実験上やむを得ず手術や拘束を必要とする場合は、麻酔等で苦痛の除去に努めること。また、術後の回復期間は十分にとり、拘束装置には徐々に馴化させること。常に、実験動物に不必要な苦痛を与えていないかを反省し、待遇改善に努力すること。

(6) [強化刺激と食餌制限の適正] 実験手続き上、正の強化刺激でも嫌悪刺激でもよい場合には、前者を用いること。ただし、過度の摂食・摂水制限にならないように体重変化に注意すること。また、可能な場合には、食餌制限を行わないで集団で飼育し、実験セッション時にのみ個体を移動させる方法の導入に努めること。

(7) [嫌悪刺激の使用] 嫌悪刺激の使用頻度や強度は必要最低限にすること。ただし、研究目的が達成されないほど低くしすぎないように留意すること。また、研究目的を損なわない限り、動物が嫌悪刺激を制御できるような実験手続きを用いること。

《改正理由》嫌悪刺激の使用指針を示した。

(8) [動物の再利用] 実験が終了したときには、他の実験や他の研究者による再利用に努めること。そのためにも、できるだけ個体ごとの飼育簿を備えて、使用歴を明確にすること。ただし、この多重利用のために同じ個体に生命にかかわる大手術を繰り返してはならない。また、殺処

分が必要なときは、(4)の総理府基準にもとづいて安楽殺を実施し適切に死体を処理すること。

(9) 【野生動物の保護使用】 野生の動物を研究の対象とする場合には、自然保護に留意し、そのまわりの生態系に悪影響をおよぼさないように注意すること。また、地域住民の福祉やプライバシーを損なわないように気をつけること。当該地域の自然環境に関する条例を熟知し、それを遵守すること。

《改正理由》野生動物及び自然保護に関しては、各自治体で条例が定められていることが多いので、その点について会員の注意を喚起するために、一文を追加した。

III 臨床活動

(1) 【クライアントの人権の保証】 セラピストは、クライアントの治療を受ける権利、および、危害からの自由の権利を常に保証するように努力しなければならない。

(2) 【セラピストの立場の悪用自覚】 診断・治療・助言は職業的治療関係の中でのみ行う。セラピストは権威的立場にあるためおかれることがあるため、クライアントがその圧力に屈し、本人の意志に反して性的パートナーや、研究の被験者などにさせられやすい。したがって、クライアントがセラピストの私的利益に利用されることのないよう特別な注意を払うこと。

《改正理由》旧綱領はセラピストに「権威的立場にある」ことを自覚させて不適切な行為を回避するための表現であったが、傲岸不遜な印象を与えかねないため、表現を修正。なお、非倫理的行為を見出しにしていたので、文言を変更。

(3) 【クライアントの治療参加の任意性】 クライアントが治療参加を決定する際には、セラピストは、参加への圧力を排除し、治療方法とセラピストとに関するクライアントの選択の自由と、クライアントが途中でやめる自由を保証する。

(4) 【クライアントの同意】 クライアントが治療や研究への参加に同意を与える場合は、正し

い情報（介入の性質と目標・辞退する自由・予想される利益と損失・複数の介入選択肢）が与えられ、強制のない事態での意志決定が保証され、かつ関連する情報を理解し判断する能力があることが証明されることが望ましい。

(5) 【クライアント保護における費用便益比】 臨床研究・サービスに参加するクライアントにもたらされる利益は、それによって生じる可能性のある危険を必ず上まわるように十分考慮されるようにすること。

(6) 【クライアントと代理者の関係】 治療依頼者がクライアントと別人の場合（親・教師・裁判所・公共機関等）、それらの人々の利益よりもクライアント自身にとっての利益のほうが、優先されるよう配慮すること。

(7) 【治療目標の選択】 治療の目標を決定する場合は、目標が明確に文章化され、その決定過程にクライアントが参加し、そしてその決定された目標にクライアントが任意性をもって同意することが望ましい。さらにその介入がもたらすクライアント自身に対する短期的・長期的利益や、それと周囲の人々が得られる利益との違い等が、適切に考慮されるようにすること。

(8) 【治療方法の選択】 クライアントに対して、不快感・治療期間・費用・証明されている効果・制約度などに違いのある複数の選択肢が提示され、それらに関して理解できる言葉での説明がなされる（情報を与えられる）ようにすること。

(9) 【罰使用の原則】 嫌悪刺激の使用は原則として行わない。やむを得ず嫌悪刺激を使用する介入においては、クライアントに対して嫌悪度に差がある複数の技法が提案され、クライアント本人かまたはやむを得ぬ場合は代理者が技法の決定に参加し、そしてその技法の使用に同意を与えることが必要である。なお罰の使用にあたっては、最初は嫌悪度の最小なものから適用し、その効果がデータにおいて認められないときのみ、より嫌悪的な技法の使用へと進むことを原則とすることが望ましい（最小制約介入の原則）。

(9) [嫌悪刺激の使用] 嫌悪刺激は原則として使用しない。やむを得ず嫌悪刺激を使用する介入においては、クライアントに対して嫌悪度に差がある複数の技法が提案され、クライアント本人かまたはやむを得ぬ場合は代理者が技法の決定に参加し、そしてその技法の使用に同意を与えることが必要である。なお、嫌悪刺激の種類や頻度、強度については十分に配慮すること。また、嫌悪刺激への馴れによって生じる問題についても、事前に検討しておくこと。

《改正理由》「最小制約介入の原則」は一般社会の倫理としては妥当であるが、行動理論的には誤った結果を導きやすい。すなわち、罰の強度は徐々に増加させるべきだと解釈されてしまう。そうした手続きでは、馴化によって罰の効果が弱まることになる。このため、物理的に過大な強度の罰を最終的に使用してしまう危険性がある。これは行動分析学・学習心理学の教科書においてしばしば警告されている点である。したがって、最小制約介入の原則は全面的に削除した。このことによって、最初から強すぎる罰を与えてしまう可能性がないとはいえないが、そうした問題は上記(8)を遵守する限り生じないと思われる。

(10) [治療関係の秘密保護] セラピストは、原則として、治療関係において入手したクライアントに関する情報を外部に漏洩しないこと。ただし、クライアントおよび他者の生命保護のために必要不可欠な場合は、その重要度を考慮した上で、クライアントの許可なしにクライアントに関する情報を外部に提供することができる。クライアントは診断と治療に関する情報を誰が知る可能性があるかについて、説明が与えられること。記録は厳重に保管され、関係者以外は接近できないようにすること。

《改正理由》「漏洩」すべきではないのは、「原則として」ではなく必須要件である。クライアントに関する情報を外部に提供すべきケース（例えば、クライアントが自殺や殺人を計画しており、その現実性が高い場合に、警察などに

通報すること）は、「漏洩」とは呼ばないであろうし、APAの倫理綱領でも認められているところである。

(11) [治療のアカウントビリティ] セラピストは治療の効果を客観的に評価する測定方法と記録システムを開発し、効果を監視すること。効果が上がっていない場合は他の方法を試み、それでも効果がない場合は治療関係を中断し、他のセラピストに照会する等の手段を講じること。

(12) [証拠に基づいた治療] セラピストは、各種の介入技法に関して、その治療効果や副作用、制限条件などに関する客観的証拠について常に情報を収集し、最善の技法をクライアントに提供すること。

《改正理由》EBMの考えを採用し、強調した。

(13) [治療技術の錬磨と最高のサービス提供の原則] セラピストは常にサービス能力を向上させるための研鑽を積み、新しい技法や、価値の変化に対して偏見のない態度をもつこと。そしてすべての活動の中で、クライアントに対する最高のサービスの提供を最優先させること。

(14) [診断テストの実施] テストを実施する場合は、その性質・目的、および、結果をクライアントが理解できるように説明すること。

(15) [テスト情報の扱い] テスト解釈は、証拠にもとづく妥当なものになるように注意し、またテスト情報のうち、誤解されたり濫用されたりする可能性のある不要な情報はファイルから除去すること。

IV 研究・著作の公表

(1) [資料の秘密保護] 得られた研究対象者やクライアントの個人的な資料については厳重に保管し、秘密保護の責任をもつこと。また、公表する必要のある場合には、対象者やクライアントまたは法的保護責任者の同意を得ること。

(1) [資料の秘密保護] 個人情報は個人の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱われるべきであるとする「個人情報の保護に関する法律」の

基本理念を遵守すること。得られた研究対象者やクライアントの個人的な資料については、同法に従って厳重に保管し、秘密保護の責任をもつこと。公表する必要がある場合には、対象者やクライアントまたは法的保護責任者の同意を得ること。

《改正理由》個人情報保護法について言及した。

(2) [研究の公表] 研究成果については、各種学会大会や研究会などでの発表、論文や著書の公刊などを通じて、できる限り社会還元するよう努力すること。なお、研究成果公表に際し、現場研究の場合は現場責任者、臨床研究の場合はクライアントまたは法的保護者の同意を得ること。

《改正理由》社会還元の視点から、会員の研究成果公表を勧めることを明記した。

(3) [協同研究の発表] 数人のグループで行った研究活動や臨床活動の公表においては、共著とし、最も貢献したものを最初にあげること。研究協力者に対しては、脚注などで敬意を表すること。

(4) [出典の明記] 研究の公表または著作において、それに直接関連のあった他者の公刊または未公刊の資料については、引用して出典を明らかにすること。

(5) [資料公表の信義] 資料の捏造や改竄、他者が収集した資料のデータの剽窃は行ってはならない。また、公表した資料に重要な間違いを発見した場合には、資料の取り下げや訂正記事の発表などの方法により、間違いを修正しなければならない。

(6) [重複公表の取り扱い] 既発表の資料や論文を再度公表する場合には、その旨を明記しなければならない。既発表のデータに新たな分析を行った結果を公表する場合も同じである。

《改正理由》データの剽窃・捏造・二重投稿などが社会的に問題視されている社会的状況を勘案して、追加した。

V 公的発言

(1) [広告・宣伝の公正] 商業的販売を目的に

して、一般利用者に心理的用具・テスト・書籍などを開発し、販売することに関与したときは、広告や宣伝に偽りがなく、その影響について責任がもてるものであること。

(2) [事業等の公正] 心理学的事業・ワークショップ・セミナーを行うときは、専門的立場からみてその権威や内容について誇張・扇動・不誠実がないよう公正かつ正確に提供すること。

VI—倫理の研鑽

諸活動・公表・公的発言にかかわる倫理綱領を十分理解し、実行できるために、会員はつとめて、倫理思想や国内外の関連法規を学ぶ機会をもつこと。

VII—倫理基準の監視

(1) [人間の場合] 研究活動や臨床活動において、倫理基準に違反しないようにするため、研究者やセラピストは、その活動内容や方法について、当該者以外の者に対しても、その適正さについて説明でき、合意が得られるものであること。できれば、その適正さの判断を委ねることができる倫理連絡委員会（2つ以上の研究室（異なる研究機関もしくは学部）で構成する）を構成し、本倫理基準の実施につとめること。

(2) [動物の場合] 実験動物の取扱や実験手続きの適正さの判断を当該研究者のみに委ねず、少なくとも2つ以上の研究室（異なる研究機関もしくは学部）が合同で動物委員会を構成し、上記原則の実施に努めること。（少なくとも年2回以上、この委員会は関係研究室の飼育室や実験室を視察し、改善の勧告などを行うこと。委員会の委員として、動物実験を行わない研究者1名・獣医師1名が加わっていることが望ましい。）

VI 自己研鑽と機関内監視

(1) [倫理の研鑽] 倫理綱領を十分理解し、実行できるよう、会員はつとめて、倫理思想や国内外の関連法規を学ぶ機会をもつこと。

(2) [説明責任] 研究活動や臨床活動において、研究者やセラピストは、その活動内容や方法について、当該者以外の者に対しても、その適正さについて説明できること。

(3) [所属機関内の監視] 大学・研究所・施設などに所属する研究者やセラピストは、所属する機関内の倫理基準を遵守すること。機関内に、倫理問題を審議するための会議体が設置されている場合には、その手続きに従うこと。

《改正理由》所属機関の社会的責任が問われる社会的状況を考慮した。また、旧綱領で示されている形での倫理連絡委員会や動物委員会制度は本邦においてほとんど存在・機能していないことから、より現実的な表現に改めた。

VII 違反行為への助言

会員は、他の会員が上記の倫理綱領に違反した行為をしている場合には、その状況を正すよう努力すること。

VIII 倫理委員会への提訴

(1) 会員は、他の会員が倫理綱領に違反していると認識し正すことができないと判断したときには、倫理委員会に提訴することができる。(倫理委員会規定は別途に定める。)

(2) 会員は倫理綱領に不備を認めたときには、倫理委員会に提訴することができる。

日本行動分析学会 倫理委員会規定

1. [目的] 会員の諸活動の倫理的公正さを維持するための活動を行う。

2. [業務] 倫理委員会は、次の活動を行う。

(1) 倫理綱領の審議。

(2) 会員からの提訴について調査し、倫理綱領に照らして適正か否かを審議し、結論を提訴された会員に勧告する。

(3) その他上記の目的達成のために必要と認められる活動。

3. [構成] 倫理委員会の構成は次の通りとする。

(1) 理事長は理事会に諮って委員を指名する。

(2) 委員は理事2名、会員3名とする。

(3) 委員長は委員の互選による。

(4) 委員の任期は3年とする。

(5) 委員に欠員が生じたときは、理事長は常任理事会に諮り、任期の残りを務める委員を追加指名する。

4. [倫理綱領の審議等の規定]

(1) 倫理綱領の内容の不備が指摘されたときには、これを審議し必要に応じて改正案を作成する。

《改正理由》旧規定では、「必要に応じて」という文言がないため、指摘が不適當であっても必ず改正案を作成して理事会に提出しなければならないような印象を与えるため、文言を追加した。

(2) 改正案は倫理委員の3分の2以上の合意による。

(3) 委員会は改正案を理事会に提出する。

5. [提訴された問題の審議、勧告等の規定] 倫理委員会の審議は次の規定に従う。

(1) 会員から提訴があったとき、倫理委員会はただちに特別委員会を設置する。

(2) 特別委員会は、倫理委員会委員全員および倫理委員会が必要と認めた場合には増員された委員からなる。これらの委員は提訴された内容に応じて、人数・専門領域・所属・地域などを考慮し決定される。

(3) 特別委員会は、すみやかに提訴の内容について調査・審議し、結論を出す。特別委員会の結論は、委員の3分の2以上の合意による。

(4) 倫理委員会は結論を、提訴された会員に勧告する。提訴された会員は、これに不服がある

場合には、再調査・再審議を要求することができる。

(5) 倫理委員会は、以上の経過を理事会および

提訴した会員に報告する。なお、提訴された会員が最終勧告に従わない場合は、その処置を理事会に委ねる。

日本行動分析学会第23回大会（7/29～31）の報告

第23回年次大会実行委員長 森山哲美

今年の日本行動分析学会第23回年次大会が終了して、はや2ヶ月が過ぎました。会員の皆様に於かれましてはご健勝のことと拝察します。

会期は7月29日から31日の3日間ということで、夏期休暇前のあわただしい時期での開催となりましたが、多くの方々のご参加をいただきました。大会初日はホテルでの開催、中日と最終日は常磐大学での開催で交通の面でご不便をおかけしました。また、私ども実行委員の至らない点多々あったことと思いますが、皆様のお力添えをもちまして、大会を無事終了させることができました。この場をお借りして厚くお礼申し上げます。

この度の大会は、行動分析学会発足以来初めての3日間の開催となり、比較的多様な催し物を時間的なゆとりをもって開催することができたと思っております。

学会理事会のご支援を受けて公開講座として開催されたLattal博士ご夫妻とHeward博士のそれぞれのご講演や、学会理事長の中野良顯先生ご企画の自閉症児の早期支援プロジェクトに関わるワークショップでは、会員以外の方々のご参加も多かったようです。それぞれの内容については、紙面の都合でここに要約することはできませんが、海外講演者のご発表では、大河内浩人先生、島宗理先生、吉野俊彦先生、そして中野理事長の懇切なる御紹介や御解説によって行動分析学を専門とされない方々にも行動分析学のなんたるかをご理解いただけたのではないかと推察します。

他に、本学大会実行委員である伊田政司氏の企画による司法の分野における行動分析学の可能性を模索するシンポジウムでは、司法の領域の専門家の方々のご報告によって、その分野への行動分析学の応用可能性を十分に確認することができたと思います。一方、加藤哲文先生御企画の教育現場に活かす行動コンサルテーションの問題についてのシンポジウムでは、それぞれの現場の方々の生の報告があつて有意義な御報告がなされましたが、最終日の最後のプログラムであったため、フロアの方々と十分な討論に時間をとることができませんでした。加藤先生によれば、この企画を今後もお続けになる予定とのことでした。

シンポジウムの他、口頭発表16件、ポスター発表60件と多くの方々の研究発表が行われ、それぞれで充実した有意義な討論が行われたことと思います。

懇親会では、狭い会場での粗餐であつたにもかかわらず、多くの方々の御出席をいただき、とても楽しいひとときを実行委員と子ども過ごさせていただきました。ありがとうございました。

以下の表は大会開催期間中の予約参加者と当日参加者、一般参加者の内訳を示しております。計311名の方々のご参加となりました。大会開催前に750部印刷した論文集が大会開催中に底を突き、大会終了後に増刷することになりました。その事で一部の会員の方にご迷惑をおかけしました。深くお詫び申し上げます。

大会参加者数

	予約参加者	当日参加者	一般参加者	合計
29 日(1 日目)	67	60(4)	21(7)	148(11)
30 日(2 日目)	60	58(2)	13(4)	131(6)
31 日(3 日目)	8	20(2)	4(1)	32(3)
合計	135	138(8)	38(12)	311(20)

括弧内は、各参加者数のうち、シンポジウムのみに参加された方の人数を示しています
 「シンポジウムのみ参加」とは、大会全体には参加せず、一般に公開された講座や
 シンポジウムだけを聴講したことを意味しています

懇親会申込・参加者数

	予約参加者	当日参加者	一般参加者	合計
29 日(1 日目)	51	15	3	69
30 日(2 日目)	35	30	1	66
合計	86	45	4	135

このように多くの方々のご支援を受けて大会は成功裏に終了したと思っております。行動分析学の新たな展開が期待されたと同時に、行動分析を専門としないの方々への行動分析学の普及

にも、本大会は少なからず貢献できたのではと自画自賛しております。これも偏に会員皆様のお力添えの賜と実行委員一同感謝致しております。

行動分析士についてのアンケート結果

担当常任理事 藤田継道

行動分析士の資格新設に関する第一次アンケート調査を平成 17 年 7 月 29 日に第 23 回年次総会の会場で実施いたしました。150 名の参加者に直接手渡し、回答後に受付に設置した回収箱に入れてもらうという方法で実施しました。以下、簡単に結果を報告します。

まったくそう思う(6)、かなりそう思う(5)、少しそう思う(4)、少しそう思わない(3)、かなりそう思わない(2)、まったくそうは思わない(1)の 6 件法で回答してもらいました。ここでは、6, 5, 4 を賛成、3, 2, 1 を賛成しない(反対)として処理しました。

配布総数：150、有効回答総数 54(36.0%)

(正会員 39(72%)、非会員 15(28%))

行動分析士の資格について

1. あったほうがよい：賛成 8 (14.8%)、反対 44(81.5%)、無回答 2 (3.7%)

2. ぜひ作るべきである：賛成 12(22.2%)、反対 40(74.1%)、無回答 2 (3.7%)

3. 早急に作るべきである：賛成 24(44.4%)、反対 28(51.9%)、無回答 2 (3.7%)

4. 急がず検討すべきである：賛成 5 (9.3%)、48(88.9%)、無回答 1 (1.8%)

5. 単独認定資格：賛成 18(33.3%)、反対 35(64.8%)、無回答 1 (1.8%)

6. 他学会との共通資格：賛成 24(44.4%)、
反対 29(53.7%)、無回答 1 (1.8%)

7. 心理職共通の国家資格：賛成 19(35.2%)、
反対 32(59.3%)、無回答 3 (5.6%)

8. 医療心理士や臨床心理士の国家資格がで
きたとしてもつくるべき

：賛成 10(18.5%)、反対 41(75.9%)、無回答
3 (5.6%)

9. 医療心理士や臨床心理士の国家資格がで
きてしまえば必要なくなる

：賛成 44(81.5%)、反対 6 (11.1%)、無回答
4 (7.4%)

本アンケート調査にご協力くださった方々、
自由記述の欄に貴重なご意見を述べいただいた
方々に衷心より感謝申し上げます。

2005年助成事業による ABA 参加報告

国際担当常任理事 杉山尚子

2005年5月27日から31日までの5日間、米国シカゴにおいて第31回国際行動分析学会(ABA)が開催され、今年も日本から多くの学生会員が参加しました。本年、j-ABAの助成金を得てABAに参加した二人の学生、駒澤大学の桑原正彦さん、上智大学の佐々木まりさんが体験記をご寄稿下さいましたので、ご覧下さい。来年は5月26

日から30日まで、アトランタで開催されます。2006年の助成事業の募集要項と申込書とは、このニューズレターに掲載されています。発表申込は10月19日です。カラマズー時間ですので、日本から送信する場合は、実際は10月20日の午前中にオンラインで申し込みれば間に合います。来年、アトランタで会いましょう！

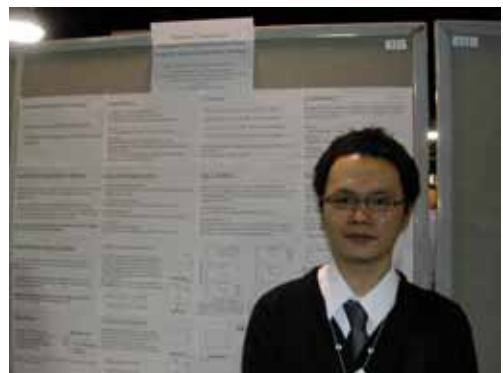
ABA 体験記

桑原正修（駒澤大学大学院博士後期課程1年）

今年5月、私はABA第31回年次大会で発表させて頂きました。まずは、このような機会を得ることを可能にくださった皆様に感謝させて頂きたいと思います。ありがとうございました。

私にとって、このシカゴで開催されたABAは、国際大会初参加であると同時に、国際大会初発表、加えて初海外（恥ずかしながら飛行機に乗ったことも...）という初めてづくしの大会となりました。ともなれば、出発前から心拍数の増加に不安や緊張を感じずにはいられませんが、“胸が高鳴る”という表現に示されるよう

な心地よい緊張感があったように思います。そして、こうした一種の高揚感とも言える緊張は日本に帰国するまで続くことになりました。



シカゴ滞在中、私は常にピンク色の ABA プログラムを手にしていたように思います。起床し朝の一服とともに、会場のホテルへと向かう地下鉄の中で、そしてセッションの合間に幾度となくプログラムを開いていました。何度開いたところで内容が変わっているわけではありませんが、魅力的な数々のセッションを前に、次は何処に参加しようかとプログラムのページをめくっては悩んでいました。幾分優柔不断な所があるせいかもしれませんが、そこには、迷うこと、選択することの“楽しさ”といったものがあつたように思います。プログラムを手一人ほくそ笑む日本人の姿は、もしかしたらいささか奇異に映ってしまっていたかもしれません。そのように楽しく迷いつつ私が参加したセッションの多くは、ヒトの実験的行動分析に関するものでした。高名な先生方のお話から学生と思われる方々の発表まで幅広く聞くことができました。論文やテキストではなかなか知ることのできない今現在動いている研究動向というものをダイレクトに感じ取れる大変貴重な経験でした。しかし、ただ一つ残念なことがありました。それは、自分の英語を聞き取る力の乏しさです。もう少し英語力を身につけていれば、より素晴らしい時間を過ごす事ができたと思います。また、この時ほど英語をマスターしたい、勉強したいと思ったことはなく、今後の大きな課題の一つとなりました。

私のポスター発表は、29 日正午からでした。“ ” Response ” Equivalence: Formation of Untrained Response Chain Using the Stimulus Equivalence Paradigm ” というタイトルで、等価クラスの成員として複数の反応を含めることにより、直接強化されていない新奇な行動 - 行動間の制御関係の成立を示したものです。私は、ポスターに載せきれなかったデータ、電子辞書、そしてメモ帳を手で発表へと臨みました。結果は意外なものとなりました。正直、私はあまり見に来てくださる方はいないのではないかと思っていました。しかし、やはり国際大会という裾野の広さ故だと思えます。JEAB で名前を拝見したことのある方々を含め、私の予想を上回る多くの方々が来てくださり、気づいた時には発表時間を過ぎていました。来てくださった方々は、熱心にポスターを読み、私のつたない英語にも丁寧に耳を傾けてくれました。この時に頂いたコメントは、今後研究を行っていく上で大きな糧となることと思えます。

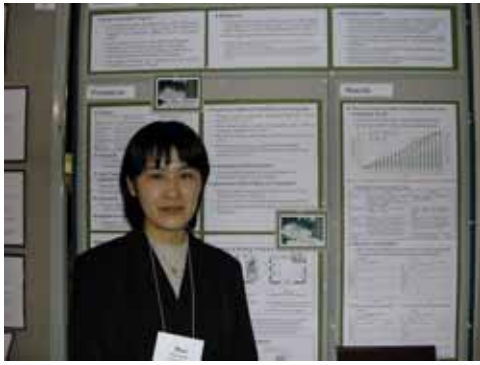
最後になりましたが、このシカゴで過ごした数日間は、私にとって大変貴重な素晴らしいものとなりました。この経験を活かし、今後とも研究に励んでいきたいと思えます。そして、このような経験をすることができたのも、助成金を頂いたことをはじめ、多くの方々に助けていただいた結果だと思えます。本当にありがとうございました。

ABA 体験記 - 2度目のポスター発表を終えて -

佐々木まり (上智大学大学院聴講生)

国際行動分析学会第 31 回年次大会は、2005 年 5 月 27 日から 31 日まで、ヒルトン・シカゴで開催されました。私たち (佐々木まり・中野良顯・宮崎麻衣子・加藤明子・山本崇博) は “ Teaching Elementary Abstract Concepts and

Basic Sentence Construction to Children with Autism Using the Reading and Writing Program ” というタイトルのポスター発表をしました。国際行動分析学会に参加するのは 3 回目、自分が発表するのは 2 回目でした。初めて発表を決意



したときと同様、今度も研究室の先輩たちに背中を押されての申し込みでした。もう国際学会で発表することは無かろうと思っていた私が、再び発表する決断をしたのは締め切り 2 日前のことでした。夜中に先輩とメールをやり取りして完成させた英文要旨を締め切り前日に中野教授に修正していただき、何とか申し込みを完了させることができました。それから 2 ヶ月後、正式の採用通知が届いたときは本当に安堵しました。

英文ポスターの作成は、まず日本語で草案を作り、それを英文にする形で進めました。ポスター作りはいつもスペースとの戦いです。書きたいこと、発表スペース、ポスターとしての見やすさなどを考え、山本さん、宮崎さん、加藤さんと検討・修正を重ねました。中野教授には出発 4 日前にお渡ししましたがすぐ丁寧に添削して下さい、さらにネイティブ・スピーカーのクスマノ教授にも添削をお願いして下さいました。

私たちのポスター発表は大会 4 日目の 12 時から 13 時半までの時間帯でした。直前にジーナ・グリーン博士の講演が組まれていたため、講演前に展示を済ませておこうと朝 10 時に上智大学の 6 人の仲間に来てもらい、力を合わせてポスターを展示しました。

ポスター・セッションでは、多くの参加者が見に来て下さいました。先輩がパソコンを使っ

て実際の指導場面を映像で提示して下さいたため、見学者に正確に理解してもらうことができました。中野教授はずっとポスターのそばにいて私だけではうまく伝わらないところを追加説明するなどして下さい、とても心強く感じました。自らの言語指導の体験に基づいて、私たちの臨床実践に励ましの声をかけて下さる人たちがおり、それがとても嬉しかったです。おかげで世界が広がり、たくさんのパワーをいただくことができました。

この大会では上智大学自閉症プロジェクトを継承する組織「なかよしキッズステーション」が ABA エキスポに参加して、日本での活動を広く紹介しました。そしてこの 8 月には、科学技術振興機構の戦略的創造研究推進事業「脳の機能発達と学習メカニズムの解明」の研究領域において、順天堂大学との共同研究「応用行動分析による発達促進のメカニズムの解明」が採択されたという朗報が飛び込みました。これで 5 年間は複数の自閉幼児に早期高密度治療を提供できます。ポスターで発表した Reading & Writing の技法も動員して、応用行動分析による治療の有効性をレプリケーションしたいと胸を膨らませています。

国際学会に参加する度に自分の英語力の無さを痛感させられます。もっと英語で自由にコミュニケーションできたら、きっと得るものが何倍にもなることでしょう。英語で十分コミュニケーションできたとは言えませんが、自分たちの研究を国際学会で発表するという貴重な経験を 2 度もすることができたのは幸せです。これも多くの方がたのお力添えと、J-ABA 助成金のおかげです。最後になりましたが、中野良顯教授をはじめとする研究室の皆さんと日本行動分析学会に心からお礼申し上げます。ありがとうございました。

新ホームページ担当にあたって

駒澤大学 廣江美恵

2004 年の帝京大学における年次大会のスタッフを勤めた事を契機に、再び行動分析を学ぶ事を希望し、2 年間のブランクを経、2005 年大学院に進学した私は、現在日本語を行動分析的に考えることを試みています。

合格が決まった時に言われた、「所属学会の web site 運営を手伝ってくれませんか？」という一言が、今回私が WEB 担当となったきっかけでした。

自分の所属する日本行動分析学会の web site 運営をお手伝いすること、それは中学生の頃から、独学で web site や日記を運営していた私にとってとても興味深い提案でした。

自分の技量も省みず、快諾した私ではありませんが、これから仕事をしていく上での目標について述べたいと思います。それには大きく分けて二つあります。一つは、学会の公式 web site としての機能を充実させることです。たとえば、学会員に対して有用な様々なコンテンツを提供

すること、新しい情報を迅速に更新すること、web site を学会員以外の人にも魅力的なものにしていくこと、そしてもう一つは目標というよりも、希望や夢かも知れませんが、行動分析学について、web を通じて知識を深め合ったり、同じ研究分野で情報や知識を共有したりという事が出来たら、とても有意義な場として web site を利用出来るのではないかと考えています。同じ日本語という言語を持つ言語コミュニティが、対面することく即時的にコミュニケーションを取ることが出来る、それが web の有用性でもありますから、そうした web ならではのアプローチが行えるなら、場としての web site はもっと発展して行くでしょう。

行動分析家としても、web 担当としてもまだまだ未熟ではありますが、web site の更新と共に成長していけたら、と思います。

行動分析学会 web site 共々、宜しくお願い致します。

学会情報

常任理事会ヘッドライン

理事長 中野良顯

1. 2005 年度常任理事会について

2005 年度の常任理事会は、2005 年 7 月以降、7 月 17 日、7 月 29 日、10 月 2 日の 3 回開催されました。

また、第 23 回年次大会（常磐大学）期間中の 7 月 29 日に 2005 年度第 1 回理事会が開催されました。翌 7 月 30 日には、総会が開催されました。今後は、10 月 23 日に第 2 回理事会を、11 月 20 日、1 月 29 日に常任理事会を開催する予定です。

2. 会員数

2005 年 9 月 30 日現在の会員数は、710 名(一般

会員 538 名、学生会員 160 名、夫婦会員 7 名、購読会員 5 名)です。いよいよ 700 名に到達いたしました！！

3. 2005 年度会費納入のご案内

2005 年度の会費納入率は 2005 年 9 月 30 日現在、67.3%となっております。学会は、会員の皆様の会費によって支えられております。**お振込みがまだの方は、早めにお問い合わせいたします（一般会員 7000 円、学生会員 4000 円）。**

郵便局：00120-2-352016

日本行動分析学会

なお、学生会員の方は、科目等履修生 / 聴講生 / 社会人学生であることを示す今年度の在学証明書 / 学生証のコピーを学会事務局宛てに郵送か FAX でお送りください。

4 . 機関誌の発行

「行動分析学研究」第 20 巻は、現在編集作業中です。引き続き、皆様からのご投稿をお待ち申し上げます。

5 . 第 3 回学会賞

審査が中断しておりました第 3 回学会賞（論

文賞）につきましては、選考委員の皆様のご尽力の下、審査過程が再開されております。次号のニュースレターで、結果をご報告できることと思っておりますので、ご期待ください。

6 . 住所変更・お問い合わせ

学会事務局では、新入会員のお申し込みや会員の皆様の住所・連絡先変更などのご連絡を、電子メールか FAX でお受けいたしております。

メールは、j-aba.office@j-aba.jp、FAX は、03-3238-3658 までご連絡ください。

編集後記

今年の水戸の常磐大学における年次大会も盛会のうちに終えて、残暑がいつの間にか去り、気がつけば 11 月になりました。会員の皆様にはいかがお過ごしでしょうか。今回も、ニュースレターをお届け致します。当初の予定では、10 月上旬に発行する予定だったのですが、諸般の事情により今になってしまい申し訳ありません。今号は、倫理綱領の改正についての公知記事を掲載しましたので、頁数が増えました。

また、恒例の学生会員の A B A 参加助成の募集もあります。

いつもニュースレター編集実務を担当して下さっている土田宣明さんが、今秋から 1 年間の海外研究となりました。このため、残りの担当号の編集実務は、本学大学院在籍の会員の吉岡昌子さんに、引き継いで戴くこととなりました。（藤 健一）

ニュースレター編集部よりお願い

ニュースレターには、個人情報に記載されている場合があります。会員の皆様がこのニュースレターをご覧になった後、処分される

場合は、その処分法について十分ご留意下さるようお願いいたします。

J - A B A ニュース編集部より

書評、研究室紹介、施設・組織紹介、用語についての意見、学会に対する提案や批判、求人情報、イベントや企画の案内など、さまざまな記事を募集しています。原稿はテキストファイル形式で電子メールかフロッピー(DOS)で、下記のニュースレター編集部宛にお送りください。なお、ニュースレターに掲載された記事の著作権は、日本行動分析学会に帰属します。掲載された記事は、日本行動分析学会ホームページでの公開を原則としていますので、ホームページ上での公開を望ま

ない事項(例えば、電子メールアドレスなど)のある場合には、あわせてニュースレター編集部までご連絡下さい。

〒603-8577 京都市北区等持院北町 56-1
立命館大学文学部心理学研究室気付
日本行動分析学会ニュースレター編集部
藤 健一

(e-mail: fuji@lt.ritsumei.ac.jp
電話 075-466-3193)

2005年度「日本在住学生会員の ABA 参加に対する助成事業」 募 集 要 項

日本行動分析学会は、1983年の創立以来、行動分析学の研究、教育、実践活動の支援を通じて行動分析学の発展に寄与してきた。その活動を国内のみならず国際的にもいっそう拡大することをめざし、創立20周年を機に、次世代を担う学生会員の国際的な情報交流活動をさらに推進するための標記事業を開始することとなった。助成金は米国への往復渡航費に充当する額である。奮っての応募を期待する。

< 応募資格 >

1. ABAの規定する発表申込期限(2005年10月19日)までに発表を申込んだ者。
2. 発表の種別は、口頭発表、ポスター発表、シンポジウムのスピーカー、パネルディスカッションのスピーカー、のいずれかであること。口頭発表、ポスター発表では、第一発表者であること。ビジネス・ミーティング、ABA Expo、同窓会(reunion)、ワークショップのみの参加者は応募できない。
3. 2005年4月1日に、日本行動分析学会の学生会員として登録されている者で、ABA参加に対して他の資金援助を受けていない者。ただし、SABAが募集する学生発表者の大会参加費免除への同時応募は認める。
4. 申請時に日本国内に居住していること。
5. 過去にこの事業による助成を受けていない者。

< 提出書類 >

1. 規定の応募用紙に必要事項を書き込んだもの。応募用紙は、ニューズレター、ホームページから入手するか、学会事務局に請求のこと。

2. ABAに提出した発表申込書(を印刷したもの)

3. 発表申込時にABAが返送したメールによる発表受付通知を印刷したもの。

当選された方には、ABAが12月第1週に発行する発表受理書(acceptance letter)を後日提出していただきます。

< 助成額 >

応募者の中から、抽選により2名に対し、1名につき75,000円を渡航費として支給する。ただし、支給後、ABAに参加を取りやめた者は返金しなければならない。この場合は、再抽選を行なう。

< 応募締切 >

2005年12月13日消印有効。抽選を行った結果を当選者に通知する。

< 提出先 >

日本行動分析学会事務局

102-8554

東京都千代田区紀尾井町7-1

上智大学心理学科学習心理学研究室内

E-mail: j-aba.office@j-aba.jp

2005 年 月 日

2005 年度「日本在住学生会員の ABA 参加に対する助成事業」
申請用紙

氏名:	
所属:	
発表の種別:	口頭発表 ポスター発表 シンポジウム パネルディスカッション
発表タイトル:	
指導教授の署名:	私_____は、申請者_____が、 _____大学に所属する私の指導学生で あることを証明します。 <p style="text-align: right;">2005 年 月 日</p> 氏名: _____ 印 所属 _____

学会記入欄	
受理月日	受理番号
月 日	